

自然公園法改正等に伴う政省令の改正（案）について

1. 自然公園法施行令の主な改正内容（検討案）

- 公園事業となる施設の種類の種類として、給油施設と同様の施設（電気自動車に電気を供給する施設等）を追加
- 特別保護地区等の環境大臣が指定する登山道等における車馬（マウンテンバイク等）を使用する行為を、新たに規制の対象行為として追加
- 利用のための規制の対象行為として、野生動物への餌付け及び野生動物への接近行為を規定
- 都道府県知事を経由する協議の申出等を削除

2. 自然公園法施行規則の主な改正内容（検討案）

- 利用拠点整備改善計画・自然体験活動促進計画に係る各種手続の規定（計画記載事項や添付書類等）
- 公園事業の承継手続の規定（添付書類等）
- 公園管理団体の対象に会社を追加
- その他、行為許可基準や不要許可行為等の必要な見直し

3. その他

- 国立公園事業の決定のうち、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しないこととされており、国立公園事業の決定等に伴う新たな開発行為が想定されない場合等については、中央環境審議会への意見聴取手続を簡素化することを検討中
- 利用拠点整備改善計画・自然体験活動促進計画の新設も踏まえ、また、利用の在り方の具体化を図るため、公園計画や管理運営計画の記載事項の見直し等について検討中
- その他、自然公園法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について（答申）を踏まえ、必要な対応を順次進めていく

4. 今後のスケジュール

- 改正自然公園法は公布から1年以内に施行することとされており、順次、必要な準備を進めていく予定